

青森県報

第二百八十四号

令和三年
三月十七日
(水曜日)

目 次

告 示

- 救急病院の設置……………(医療業務課) ……一
- 特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出……………(障害福祉課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(同) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(林政課) ……三
- 保安林の指定解除予定……………(監理課) ……三
- 基本測量の実施……………(同) ……三
- 公共測量の実施……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……四
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……四
- 証紙売りさばきの廃止……………(同) ……五
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(西北地域) ……五
- 右 同……………(下北地域) ……五
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……六

告 示

青森県告示第百八十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
国民健康保険おいらせ病院	一 上北郡おいらせ町上明堂一の	令和六年三月十九日

青森県告示第百八十二号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の六第二項の規定により、次の登録特定行為事業者から特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出があったので、同法附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の八第三号の規定により公示する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	氏名又は名称	住 所	事 業 所	登録失効年月日	備考
01110000011	青森県	青森市長島一丁目一の	青森県立青森第一高等学校	令和三年三月三十一日	
01110000012	青森県	青森市長島一丁目一の	青森市大字西田沢字浜田三六八	令和三年三月三十一日	

青森県告示第百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定期間 年月日
	特定非営利活動法人光の岬福祉研究会	弘前市大字笹森町三七の二一				
指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定期間 年月日
	特定非営利活動法人ありんこ	弘前市大字富栄字笹崎八〇の一				
指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定期間 年月日
	合同会社ミルノリサイク	黒石市大字山形一町一三二の一				
指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定期間 年月日
	合同会社ミルノリサイク	黒石市大字山形一町一三二の一				
指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定期間 年月日
	有限会社かずさ	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一七九				

青森県告示第百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定期間 年月日
いちい薬局鯉ヶ沢病院店	西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一〇六の一〇	令和 三・三・一
ハッピー調剤薬局青森松原南店	青森市奥野二丁目二〇の二	〃

青森県告示第百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更 年月日
変更前	津軽保健生活協同組合健康訪問看護ステーションたまち	弘前市大字野田二丁目二の一	令和 二・三・一〇
変更後	〃	弘前市大字向瀬字豊田二九二の一	〃

青森県告示第百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	リヴ調剤薬局松原店	所 在 地	青森市奥野二丁目二〇の二	指定辞退年月日	令和 三・一・五
-----	-----------	-------	--------------	---------	-------------

青森県告示第百八十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	高橋 広希	勤 務 する 病 院 等	所 在 地	診 療 科 目	年 指 月 日 定
	黎明郷弘前脳卒中・リハビリテーションセンター				

青森県告示第百八十八号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
上北郡六ヶ所村大字出戸字柵沢一三〇の四（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備

- 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百八十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 二 作業期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
- 三 作業地域
青森県全域

青森県告示第百九十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
国土交通省東北地方整備局
- 二 測量の種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 三 測量の期間

令和二年九月三十日から令和三年三月二十五日まで
測量の地域

青森県内の一級河川指定区間及び二級河川

青森県告示第百九十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局

二 測量の種類

公共測量（航空レーザ計測）

三 測量の期間

令和二年十月一日から令和三年三月二十五日まで

四 測量の地域

青森県内の一級河川指定区間及び二級河川

青森県告示第百九十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

大佐井川目一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域（村道両佐井山手線の区域を除く。）。この場合において、標柱八号と標柱九号を結んだ線は県道川内佐井線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	佐井村	佐井	大佐井川目	三一の三
二	〃	〃	八幡堂	一二
三	〃	〃	大佐井川目	二〇一
四	〃	〃	〃	〃
五	〃	〃	〃	〃
六	〃	〃	〃	〃
七	〃	〃	〃	〃
八	〃	〃	〃	〃
九	〃	〃	大佐井	四一外
十	〃	〃	大佐井川目	一〇六の二
十一	〃	〃	大佐井川目	三八の一
				三五の二

青森県告示第百九十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	住所	名称	変更年月日
		売りさばき場所	

変更前	五所川原市大字野里字奥野一〇〇	変更後	五所川原市大字野里字奥野一〇〇
ごしよつがる農業協同組合		五所川原市字川端町一の一七	
		令和 三・三・二	

青森県告示第百九十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成三十一年四月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
平川市碓ヶ関五六の一
有限会社北平商店
- 二 売りさばき場所
平川市碓ヶ関五六の一

青森県告示第百九十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
---------	-----------

加入区 の名称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所
小泊	北津軽郡中泊町大字小泊字小泊五〇三 敦賀 勝正 北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根一一 五の一 久保田 一 北津軽郡中泊町大字小泊字朝間二三の一 五 鈴木 直也	令和三年三月 十七日から同 月三十一日ま で	小泊漁業協 同組合
下前	北津軽郡中泊町大字小泊字下前二三五 工藤 益雄 北津軽郡中泊町大字小泊字下前一二九 磯野 忠則 北津軽郡中泊町大字小泊字下前八四の一 柏崎 智好	〃	下前漁業協 同組合
風合瀬	西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川五 〇 鈴木 武利 西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一 九二の三 山本 晃義 西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一 九〇の三 山本 隆幸	〃	風合瀬漁業 協同組合

青森県告示第百九十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
---------	-----------

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
野牛	下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五 三國 優 下北郡東通村大字野牛字入口三 伊柳 晴美 下北郡東通村大字野牛字稲崎平三〇の二 六 圓子 豊	令和三年三月 十七日から同 月三十一日ま で	野牛漁業協 同組合
横浜	上北郡横浜町字館ノ後五七の六 杉山 亘 上北郡横浜町字百目木二〇一の三 佐藤 大道 上北郡横浜町字中畑一の二 秋田 聖	〃	横浜町漁業 協同組合

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハッピー・ドラッグ青森西大野店 セブーンイレブン青森西大野三丁目店
青森市西大野三丁目一三の二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 株式会社丸大サクラキ薬局
青森市大字三内字玉作二の七二
 - 代表取締役 櫻井清

- 2 株式会社セブーンイレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町八の八
代表取締役 永松文彦
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 株式会社丸大サクラキ薬局
青森市大字三内字玉作二の七二
代表取締役 櫻井清
 - 2 株式会社セブーンイレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町八の八
代表取締役 永松文彦
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
令和三年十一月六日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、一六四平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
三八台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
八台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
四八平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
三・八立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 株式会社丸大サクラキ薬局
開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前零時
株式会社セブーンイレブン・ジャパン
二十四時間
 - (二) 株式会社セブーンイレブン・ジャパン
二十四時間
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
二十四時間
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4 三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設一

午前六時から午後九時まで

(二) 荷さばき施設二

二十四時間

八 届出年月日

令和三年三月五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年三月十七日から同年七月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年七月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円